

令和6年度 各務原市物価高騰重点支援給付金のご案内

令和6年度に新たに住民税非課税となった世帯 もしくは
住民税均等割のみ課税となった世帯に給付金を支給します。

令和5年度に住民税非課税世帯に対する給付金（7万円）もしくは住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金（10万円）の支給案内を受けた世帯は対象外です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

世帯に18歳以下の児童（平成18年4月2日以降生まれの児童）がいる場合は、上記の金額に児童1人あたり5万円を加算します。

支給対象

下記①～④の要件をすべて満たす世帯が対象です。

- ①令和6年6月3日時点で、各務原市に住民登録がある世帯
- ②令和6年度に新たに住民税非課税もしくは住民税均等割のみ課税となった世帯
- ③令和5年度に住民税非課税世帯に対する給付金（7万円）もしくは住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金（10万円）の支給案内を受けていない世帯
- ④世帯全員が別世帯の住民税課税者の税法上の扶養に入っていない世帯

対象世帯には市から確認書が届きます。



給付金の支給手続き

各務原市から届く「確認書」に必要事項を記入の上、各務原市物価高騰重点支援給付金コールセンターもしくは各務原市社会福祉課へ「確認書」を返送してください。

申請期限：令和6年10月21日（月） 消印有効

※期限内に申請がない場合は給付金を受け取ることができません。

こども加算について

支給対象となる世帯に18歳以下の児童（平成18年4月2日以降に生まれた児童）がいる場合、児童1人あたり5万円を加算給付します。

※給付金（10万円）の申請を行えば、こども加算に関する手続きは不要です。

※迅速な給付金支給を行うため、加算給付に先行して10万円の給付金が振り込まれます。

※給付金の申請後に新たに児童が生まれた場合や、別居している児童を扶養している場合は、追加申請により加算給付の対象となる場合がありますので、お問い合わせください。



給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

各務原市物価高騰重点支援給付金コールセンター

(各務原市役所 高層棟2階 多目的スペース)

☎058-201-2372 受付時間 9:00~17:00 (土日祝日を除く)

※10月1日(火)からは各務原市役所 社会福祉課 (☎058-383-1125) が受付窓口になります。

